

議長（鳥居直記君） 出席議員半数以上であります。これより議事日程第4号により本日の会議を開きます。

日程1

市政一般質問

について、9月7日に引き続き市政一般質問を行います。23番緒方富昭議員。

〔緒方富昭君登壇〕

23番（緒方富昭君） 質問通告に基づき質問をいたします。理事者の誠意ある答弁を求めます。

まず初めに、市立病院の経営健全化についてであります。

昨年9月の厚生委員会の決算委員会で経営改善の努力不足を指摘され、長崎市議会始まって以来、決算の不認定という事態が起きました。そして、本年3月の病院事業会計の予算審査では、給与制度の見直しなど肝心の本丸部分には踏み込まず、枝葉の部分にとどまっていたことから、すなわち当局の改善意欲の不十分さから、病院事業会計予算の否決という事態も生じかねない状況になったことは、ご案内のとおりであります。

しかしながら、医師の給与を含む給与制度の見直しを約束されましたので、委員会として予算を可決した次第であります。まさに綱渡りの状況でありました。

その後、去る8月の厚生委員会に、改めての経営健全化の方針が示されましたが、目を引くのは地方公営企業法の全部適用が15年度に前倒し適用が示されたこと、医師の給与の見直しが計画の中に入ったくらいであります。しかし、人件費比率の高い病院にしては、そのほとんどが5カ年計画となっています。内容によっては、5年を待つまでもなく、来年、再来年でも実行できる内容もあります。今日の病院事業の経営状況については、累積欠損金も市民病院が約78億円を超え、成人病センターでは約13億円を見込むなど赤字額は91億円を超え、民間病院ならとくに倒産している状況であります。

このような状況下において、内田助役を委員長にした市内の市立病院経営健全化対策委員会が設けられ、人件費の圧縮を初めとした平成13年度を初年度とする経営健全化5カ年計画により、経営改善に取り組みが進んでいるところでありますが、赤字体質の病院にしては、取り組みが極めて甘い

ことを指摘しておきます。

以下、私が感じた疑問点について具体的に質問をさせていただきます。

まず1点目は、収入増加に向けた対応策と経営健全化計画への取り組み姿勢についてであります。経営健全化策の中身をよく見てみると、人件費の圧縮、管理体制の強化などが主流を占めており、本来、病院の経営に向けた改善手法、言いかえると、病床利用率の向上などは計画されていますが、収入をいかに上げていくかという基本的な考えが不足しているのではないかと思うのであります。具体的な収入増加策に対する検討や論議が出なかったのか、委員会の検討経過について、ご答弁をいただきたいと思えます。

次に、職員の他部局との人事交流による新陳代謝についての考え方であります。

毎年、病院から市長部局等への異動がなされております。特に、平成13年4月異動では、看護婦職については、市民病院では8名、成人病センターで7名、両病院で合わせて15名が異動しています。私は、このことは単に、経営改善に名をかりた単なる数合わせ、言いかえれば、病院から出すべき退職金を一般会計で見てやるという小手先の健全化方策といえます。ことし異動した15名の職員が病院で定年退職を迎えたとした場合の退職金額は、見込み額として1人当たりの退職金を3,000万円としますと、15名でありますから、約4億5,000万円が見込まれるわけでありまして、これだけでも病院の単年度黒字は吹き飛んでしまうわけでありまして、この金額が、そのまま市民の税金である一般会計で処理されるわけでありまして、すなわち病院の赤字を市民に負担させることになっております。単に、病院から出すべき退職金を出さないようにして、経営の効率化を図るといって小手先の効率化ではなく、別の角度から人件費抑制策を考えるべきであると思うのでありますが、ご見解をお示しいただきたいと思えます。

次に、経営健全化に取り組むための実効性のある組織の整備についてであります。

屋上屋を重ねるような組織形態をとらず、また、人的体制を考えるならば、今の病院管理部の組織形態を見直し、病院内で直接現場において先頭に立って経営改善に取り組む組織が必要だと思えますが、ご見解をお示しいただきたいと思えます。

病院事業の最後は、地方公営企業法の全部適用であります。

このことについては、経営健全化を図る観点から検討を進めるよう過去にも一般質問を行い、指摘をしてきたところであります。しかしながら、導入に当たっての病院職員の意識改革が最重要課題であるわけではありますが、経営改善のため、あえて繰り上げて実施しようとする今、昭和59年に市民病院を本院、成人病センターを分院とする一元管理体制が発足しましたが、平成4年には、廃止の憂き目を負っております。具体的な全部適用についての内部協議は進んではいないとは思いますが、私は、過去の一元化論議とあわせて考えるとき、この全部適用の問題は、なかなか難しいのではと危惧するわけであります。ましてや、管理者の問題や今、進めている5カ年計画の進捗を考慮した場合、本当に実効性のある導入が期待できるのかどうか。この点、全部適用の導入は、経営改善に向けての市長の基本姿勢にかかわる問題でありますので、市長から率直な見解を賜りたいと思います。

2点目に、工事の請負契約についてお尋ねをいたします。

公共工事に関する議会質問に対するここ数年の理事者答弁では、建設業者の指名に当たっては公平・公正を図り、地元優先発注とか指名機会の均等を図るように努めています。総じて、このような答弁が繰り返されています。しかし、そうではない指名業者が現実に行われております。

網場漁港の環境整備工事を初めとする護岸補修、高度利用活性化付帯工事など網場漁港に関する工事ではありますが、この工事請負契約に関して市外業者である大手の業者が、一部の工事を除き独占的に工事契約をしてきた実績があります。平成10年から今日まで、工事契約件数は随意契約も含め15件となっており、その金額たるや、この数年でJVも含め10億円を超える受注となっております。また、これ以前にも、数件の工事契約が行われています。まさに異常としか言いようがありません。長崎市が工事契約に関与してきたとは申しませんが、結果的には、業者は、継続・関連工事という名のもとに網場漁港内の工事は自分の仕事とばかりに、ここ数年、繰り返し工事契約が行われています。

一昨年も一般質問で、自民党の板坂議員から私と同趣旨の質問がなされていますが、ほかの部局は一定のルールを設け、このような事態が生じないよう努力されているにもかかわらず、全く是正されていないのが、水産農林部の港湾工事と農林道工事であります。市当局、特に水産農林部は、この実態をどうとらえ、どう改善していくのか、明らかにされたい。

以上で本壇からの質問を終わります。

= (降壇) =

議長(鳥居直記君) 市長。

[伊藤一長君登壇]

市長(伊藤一長君) 皆さん、おはようございます。

緒方富昭議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、市立病院の経営健全化についてであります。市立病院の経営状況が長期にわたり経営赤字を計上したことにより、平成11年度病院事業会計決算におきましては、累積欠損金が両病院で約92億円となり、抜本的な経営の改善が見られないといたしまして、先ほど壇上で緒方議員がご指摘のように、議会におかれましては、厳しい判断をいただいております。

私といたしましては、この事態を重く受けとめ、赤字体質からの脱却を図るための抜本的な経営改善策を見出すために、直ちに助役を委員長といたします市立病院経営健全化対策委員会を設置いたしまして、人件費の圧縮、管理体制の効率化、収入増加策の推進強化、支出抑制策の推進強化、地方公営企業法の全部適用の5項目を柱とした経営健全化計画を策定したところであります。

また、この計画の進捗状況などの進行管理を行う体制を整備するとともに、本年8月には、給与制度の見直し等を新たに計画に加え、現在、病院を挙げて、この経営健全化計画の達成に向けて努力を行っているところであり、今後、赤字を出さない収支均衡のとれた財政運営に努めてまいることといたしております。

そこで、緒方議員ご質問の地方公営企業法の全部適用の件についてでございますが、このことにつきましては、過去に本会議におきましても、緒方議員さんからもご指摘を受けております。経営健全化を図る一つの方策といたしまして検討を重ねてきたところであります。これまでは、現体制

の中で、職員の一層の意識の改革、経営意欲の高揚を図り、創意工夫をしながら経営改善に向けての努力を行ってまいったところでありますが、ここに至りましては、抜本的な経営改善を図るためには、地方公営企業法の全部適用は避けて通れないとの判断に立ち、先ほど申しました経営健全化計画の主要な柱の一つとして掲げたところであり、現時点では、平成15年度中に全部適用団体への移行を考えているところでございます。

議員ご指摘のとおり、地方公営企業法を全部適用する大きなメリットといたしまして、市長から相当独立した業務の執行に関する、より広範な権限を有する事業管理者を置くことにより、管理者の明確な責任体制のもとで、病院独自の経営方針を立て、病院の実態をより正確に踏まえた職員の人事配置等により、運営体制の強化を図ることができるなど合理的かつ能率的な経営の確保が期待できるところであります。

一方、全部適用に移行した場合、人事、給与、労務関係を所管する組織の強化を要し、それに伴う人件費の増大を来すなどのデメリットも考えられ、また、医師や看護婦など病院職員の全面的な協力と意識改革も不可欠であります。

したがって、今後、地方公営企業法の全部適用団体に移行するまでの期間に、これらの問題点等について十分な検討を加えるとともに、事業管理者の選任にも意を用いて、過去における両病院を本院、分院とする一元管理体制が廃止された轍を踏むことがないように、真に実効性のある導入を目指し、病院の活性化と一層の経営健全化を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、病院の経営健全化にかかわる他のご質問につきましては、関係部長の方からご答弁いたしますので、よろしくようお願いいたします。以上、私の本壇よりの答弁といたします。

他の項目につきましては、それぞれ所管の方からお答えいたしますので、よろしくようお願いいたします。＝（降壇）＝
病院管理部長（岡田正憲君） 初めに、収入増加に向けた対応策と経営健全化5カ年計画への取り組み姿勢についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、病院の経営健全化におい

ては、支出の抑制とあわせて、収入の一層の増加を図ることが重要であり、このためには、まず患者の確保と診療単価のアップを図ることが必要であります。

そこで、患者確保の観点からも、医療サービスの向上・充実に努めることはもちろん、今後、新たな医療展開に向けた諸施策を推進するとともに、現有施設等の老朽化なども一定考慮に入れながら、特に、現診療体制の再構築などを含めた経営展開を推し進めていくことが必要であると考えております。その視点といたしましては、現診療科の見直しを初め周産期医療の充実強化や悪性腫瘍に対する集学的医療など、民間では対応困難な医療分野の体制整備を図る必要がありますので、今後、長崎地域保健医療圏内における他の医療機関との機能分担も視野に入れ、現病院において、さらなる対応策について十分検討を加えてまいりたいと考えております。

なお、病院経営健全化対策委員会におきましては、昨年11月の計画策定以来、都合3回の委員会を開催し、健全化計画の進捗状況を初め新たに人事給与制度についての論議を行うとともに、一般会計からの財政負担軽減を含めた収支計画の再点検を行うなど真に実効性のある計画推進に向けて活発な意見が交わされたところでございます。

今後とも、引き続き、現行診療報酬体系等の中で、いかに増収を図っていくか、特に、従来から目標にいたしております入院診療単価の増額に向けての平均在院日数の短縮や紹介率の向上に努め、さらなる増収に向けた対応策を講じてまいりたいと考えております。

次に、職員の他部局との人事交流による新陳代謝の促進についてであります。病院経営を圧迫している一つの要因として、医業収益に対する人件費の割合が高いことは、議員ご指摘のとおりでございます。

そこで、これまで民間に委託することが可能な業務につきましては、鋭意、委託化を進めるとともに、職員配置の見直し等を行ってまいりましたが、さらなる民間委託の推進と人員配置の見直しにあわせまして、看護職員の他部局との人事交流を計画しているものでございます。

病院看護婦の他部局との人事交流につきましては、新陳代謝を図ることで人件費の抑制に努めよ

うとする目的のほかに、特に近年、福祉・保健・医療の連携が重要さを増す中で、看護専門職として、長年培われてきた知識と経験を全庁的な視野で活用しようとする目的をも有しているものでございます。

ちなみに、本年4月の人事異動に際しましては、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの有資格者4名が介護保険課に異動配置されたほか、保健センターや社会福祉事業団等福祉保健部の職場へ、合わせまして15名の看護婦が異動となり、それぞれの新しい職場で、これまでの経験を生かして現在業務に従事しているところでございます。

いずれにいたしましても、他部局での人材活用とあわせまして、人件費の抑制につきましては、今後とも、鋭意、努力をいたしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

総務部長(岡田慎二君) 市立病院の経営健全化のうち、組織体制の見直しについてでございますが、現在、市民病院と、それから成人病センターのほかに、本庁のそばに病院管理部の中に病院管理室というところがございまして、病院管理室の業務といたしましては、市立病院の経営健全化のほかに高等看護学院や休日夜間急患診療所の見直し移管の問題がございましたが、この2つにつきましては、ほぼ終了したということから、今後は、病院の経営健全化に業務として集約されてきているという状況がございまして、両病院と病院管理室と3つに組織が分かれている状況を見直しまして、事業実施部門に密着した体制を整える方が、効率化の推進がより迅速かつスムーズに進むことも考えられるところでございます。

そこで、議員ご指摘の部分も含めまして、医療現場と密接な連携を取りつつ、効率的な事務執行体制を確保する方策や両病院の事務についても積極的な統合を図る方策について、今後、十分に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

建設管理部長(松藤俊光君) 2番目の工事の請負契約についてでございますけれども、契約の担当部局でございます私の方から答弁をさせていただきます。

本市の公共事業の発注につきましては、基本的

には、地元企業の発展と地域経済活性化のため、地元建設企業の受注機会の増大に努めているところでございます。また、大規模かつ高度で特殊かつ総合的な技術を要する工事につきましても、市外業者、これは準市内も含みますけれども、それと地元企業を参入させた共同企業体の活用等を図ることとし、共同企業体を条件とする施工がどうしても困難であると判断された工事につきましては、市外大手企業に対して、市内に本店を有する企業の下請活用について極力配慮するよう要請を行い、地元企業の受注機会の確保に努めているところでございます。それ以外の工事で、市外企業に発注せざるを得ない工事につきましても、同様の指導を行うようにしております。

また、指名に当たりましては、指名選定システムによる指名、落札状況等手持ち工事の把握はもとより、工事内容への適正、技術者の配置状況、工事実績及び信用状況など総合的な施工能力を勘案しながら、公平かつ公正な指名に努めておるところでございます。

そこで、ご指摘のうち一例として申し上げますと、港湾工事についてでございますけれども、海上、海中及び海底作業において特殊な技術と高度な施工能力、現場管理を要する工事でございますので、工事内容によりましては、施工可能な企業が限定される向きがございまして。

なお、これら企業の指名に当たりましては、指名委員会において厳正な資格審査を行うとともに、入札につきましては、より一層の競争性、透明性を考慮しながら執行しておるところでございます。結果といたしまして、事業実績の有利性や企業努力により、同一企業が連続して複数年にわたり受注しているのが見受けられますのも事実でございます。

このような中、本年4月から公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行されたことに伴い、発注者に対し透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保などが義務化されております。

したがって、本市といたしましては、これまで以上に発注者としての責務を自覚し、同法の趣旨を遵守しながら、議員ご指摘の点も踏まえ、公共工事の発注については適正に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

水産農林部長（井上 功君） 水産農林部が所管する農道、林道及び漁港工事の指名競争入札についてお答えいたします。

漁港工事につきましては、例えば堤防工事や護岸工事など完成に数年を要し、基礎部分を前年度に施工し、当年度堤体部を施工するなど、前年度工事と密接に関係し、継続性が強い工事が多くあります。そういった継続性のある工事の指名競争入札を行う場合、前年度に施工した業者は水中部の現場の状況を把握しており、確実な施工が期待できることから、工事成績が悪くない限り前年度の施工業者を入れて指名競争入札を実施しております。その場合、前年度の施工業者が落札する傾向にありますが、それは現場の状況に詳しく的確な見積もりが可能であり、また、既に必要な機材を持っていることが要因ではないかと考えられます。

一方、農道・林道工事におきましては、当該年度の工事の内容及び設計金額により、土木一式工事、とび・土木・コンクリート工事の該当する等級の市内業者を指名しております。

指名業者の選定に当たりましては、工事成績や信用状況、不誠実な行為の有無、工事の施工についての技術的特性、手持ち工事の状況、地理的な条件などを総合的に勘案しながら選定しております。

結果的には、議員ご指摘のとおり、同一業者が連続して落札する傾向にありますが、これは現場の状況に熟知しているということなどが要因ではないかと考えられます。

水産農林部といたしましては、緒方議員ご指摘の件も含め、指名委員会等におきまして論議を重ねていただき、公平かつ公正な発注に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、先ほど建設管理部長が答弁いたしましたとおり、本年度より公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律が施行されましたので、同法の趣旨を遵守しながら、関係部局とも協議し、慎重に検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

23番（緒方富昭君） 水産農林部長、あなたは何という答弁をするんですか。では、そしたら農林

道はどうなんですか。農林道も同じ業者が、これは毎年なんですよ。これは市内業者ですから、まだいいとしてもね。これは県外の業者なんですよ、私が指摘をしているのは。そして、この網場はずっと同じ業者がやって、ほかのところは変わっているところがあるでしょう。変わったところは、どういう不具合があるんですか、そしたら、どういう問題点があるんですか。あなたはいい加減なことを答えてくださいよ。今ね、海底を見る機械もあるでしょう。そういうことをすれば、現場の状況に一番詳しいとか、そんなことは詭弁ですよ、あなたは。どうですか。あなたはね、いわゆる指名選定システムを建設管理部でつくっているんでしょう、それを、どう活用しているんですか。この2つに最初答えてください。いい加減な答えをしないでくださいよ。

水産農林部長（井上 功君） 水産農林部といたしましては、同一企業が連続して、同一漁港の工事を多年にわたって受注し、施工することにつきましては、受注機会の均等の面から改善する余地があるのではないかと考えまして、今年度、13年度から公募型指名競争入札を導入したところでございます。

以上でございます。

23番（緒方富昭君） あのですね、網場以外では、業者が変わったところがあるでしょう。その港湾工事で、どういう不具合が出たのかと聞いておるでしょう。あなたは、何を聞いておるんですか。質問には、ちゃんと答えてください。業者が変わって、どういう不具合があったのか。海中は今、機械で見れば、ほかの業者が見たって、よくわかるはずなんですよ。そういう技術の開発というのはできているんですよ。それにもかかわらず、自分の都合のいいところの答弁だけ答えて、私の質問に答えないとは何事ですか、あなたは。答えてください、きちんと。

水産農林部長（井上 功君） 今の緒方議員さんの質問ですけれども、すべて大型工事につきましては、指名競争入札という方法でさせていただいております。当然、漁港なんかは実績があるところを中心に、複数の業者を指名競争入札に参加しております。ただし、今まで、前年度の要するに工事をしてきたところ、これも当然、成績は悪くない、成績がものすごく悪いとか、すごく悪いと

か、いろいろなトラブルがあるということがありませんでしたら、同じように、指名競争入札に参加させております。

その結果、要するに、継続して業者が入札しているという状況でございます。

〔「どういう不具合があったのかと聞いているやろうが」と言う者あり〕

議長(鳥居直記君) 水産農林部長、緒方議員の質問に的確に答弁をお願いします。

水産農林部長(井上 功君) (続) どうも失礼いたしました。

変わった業者が不都合が出たのかという質問でございますでしょうか。今のところ業者が変わったということで、不都合ということは私は聞いておりません。

以上でございます。

23番(緒方富昭君) 業者が変わっても、不都合なところはないんでしょう。私も、そう思うんですよ。今の技術力からしたら、どこをやっておったところでも、そんな調査ぐらい簡単にできると思うんですね。あなた方はですね、前年度とつたら、指名に入れるという形をとってこられましたね。そしたら、業者というのは、いわゆる継続・関連工事ということで、もう、ほかの業者は物が言えんような形でですね、入札が繰り返されるんでしょう。この実態は、見てただけでわかるんですよ、これは。そして、業者の数が限られておるといっても、いっぱいあるんですよ。いっぱい、ここに。あなたは、本会議答弁ですからね、いい加減な答弁をしないでくださいよね。

そして、ちょうど2年前の9月議会で、板坂議員の質問に対してですね、ご指摘を真摯に受けとめ特定の建設業者に偏らないように、指名の適正化に努めてまいりたいと思っておりますと、こう答えているんですよ。そして、ほかの部は、この趣旨に沿ったようにですね、その部でその一定のルールを設けて、あなたみたいなどの状況にならんように、ちゃんとルール化をして、そういうことが出ないように、ちゃんとしているではないですか。私、全部調べ上げました。あなたのところだけなんです。あなたは、この答弁を見てどうなんですか。行政は継続でしょう。どうなんですか。あなたのところだけ、この指名選定システムですか、そういうのを全く無視されておったん

ですか。そしたら、あなたの責任は重大ですよ。

では、もっと申し上げますと、例えば網場漁港において、平成10年度は、この漁港の改修工事1,600万円、それから11年度は同じく漁港の高度利用活性化対策工事2,700万円、それから全く関係ないと思うんですが、平成12年度は、長崎ペンギン水族館の取水工事2,000万円、これも大手と市内のAクラスの業者がベンチャーでやっているんですよ。あなた方は、金額が大きいから大手企業にやらせんといかんというけれども、1,600万円とか2,000万円を、なぜこのJVでやる必要があるのか、この辺を明らかにしてください。指名基準を、この3つの工事について、今答えてください。通告はしておるわけですからね。

水産農林部長(井上 功君) 水産農林部の指名基準はあるかという質問に対して、まずお答えさせていただきたいと思えます。

建設業者の指名に際しては、長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱第18条に規定する指名基準に基づき選定しており、水産農林部としての指名基準は申しわけございませんけれども、特に、定めておりません。しかしながら、海上工事を行う工事については、原則として、漁港港湾工事の実績のある業者から、企業から指名させていただいております。

次に、平成10年度の網場漁港改修工事1,600万円の件について、準市内大手企業を入れた理由ということでございます。平成11年4月以前には、とび・土工・コンクリート工事にランクの設定はなく、前年度の工事との関連で継続性があり、前年度の施工業者で指名が適当と認められたということで入れたというふうに聞いております。

以上でございます。

〔「答えなさい。11年も12年も」と言う者あり〕
23番(緒方富昭君) あのですね、通常1,600万円ぐらいの工事だったら、それはとび・土工はランク付けがなかったと言われればそれまでですけども、あなたは、そしたら今、長崎の経済の状況をどう見ているんですか。地元経済の活性化という答弁が建設管理部長から出ましたよね。地元経済の活性化をして、そして、この地場企業を育成するという目的があるんだと、あなたは全くそういうのは無視しているではないですか。

ましてや、ペンギン水族館の取水工事なんて、

これは海底は関係ないでしょう。全く関係ないとは言えませんが、2,000万円の工事ですよ。先ほどの1,600万円の工事も、今だったらBクラスかCクラスの工事でしょう、金額的には。一般的には土木、建築というのは、金額でランクの業者が指名をされるケースがあるんですけども。その見方からいけばですね、BクラスかCクラスではないですか。それを大手の企業、県外業者を入れるというのは、私は納得できませんよ、これは。11年度の工事も2,700万円、長崎の地元の業者でできるではないですか。なぜ、そういうことがあなたはできないんですか。

ましてや、この12年度のペンギン水族館の配水取水工事2,000万円、これは、ちょっと職種が違いますよ、業種がね。何でこれまで、今までとってきた業者の大手と地場の大手のJVなんですか。地元で絶対できるではないですか。あなたは、明確に答えてください。私が3年度分言ったら1年度分しか答えん。都合の悪いところは答えんのですか。指名基準について説明をしてくださいと。普通だったら、これは長崎のAクラスかどうかは知らんけれども、Bクラスが知らんけれども、長崎の業者で、少なくとも地元経済の活性化を公共工事の視点の中に入れておる限り、それでやるべきなんですよ。

議長（鳥居直記君） 暫時休憩します。
 = 休憩 午前10時39分 =
 ~~~~~  
 = 再開 午前11時10分 =

議長（鳥居直記君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、理事者に申し入れをいたします。

市政一般質問は、質問通告制となっており、その質問内容については、十分に調査・検討する時間があるにもかかわらず、理事者からの明快な答弁がなされなかったことにより、9月7日に引き続き、本日もまた、本会議が休憩されましたことは、まことに遺憾であります。

つきましては、二度とこのようなことがないよう強く指摘しておきます。水産農林部長。

水産農林部長（井上 功君） 先ほどの緒方議員の質問に対し、私が十分質問の趣旨を理解せず答弁できなかったことをおわび申し上げます。

質問の2点についてお答えさせていただきたい

と思います。

まず、ペンギン水族館の配水取水工事につきましては、本体工事と現場と場所を同じにしていたところから、現場管理上、随契として実施したものでございます。

次に、準市内企業と市内企業混同指名の理由でございます。

海上工事に伴う大型工事で難易度が高い港湾工事については、大型工事の実績をより多く有し、技術的に高いと考えられる準市・大手企業を代表構成員とした共同企業体の活用を図ることによりあります。また、格付けに沿った指名をしていくといった方向から、本体工事に関連の深い付帯工事などを除き、Bランク以下の工事の指名については市内企業とし、Aランクの海上工事に伴う港湾工事については、市内企業を超えない範囲で準市内業者を参入させております。これは港湾工事実績のある市内業者が少ないことから、指名構成のマンネリ化を防ぐねらいがあつてこうしたものでございます。

なお、緒方議員の指摘の件につきましては、十分反省しており、今後、どのようにしたらよいか検討させていただきたいと思っております。

本当に申しわけございませんでした。

23番（緒方富昭君） あなたはですね、休憩時間を長くとった割には、余りぱっとした答弁ではありませんでしたね。

それはね、そのこの工事をしとったところから取水をすると、ほかの業者がやって何で不都合があるんですか。何で、不都合があるんですか、しかも随契ですよ、これは。随契も、1億円を超える随契があなたのところは出しているんですよ。どう見ても正常ではないんですよ。この大手業者にとらせるための工作が行われたとしか思えんですよ。

それから、先月のいわゆる公募型の入札についてもですね、県は3億、5億、10億ぐらいの工事まで地場でやっているではないですか、地場の企業で、単独で。どこを見て、あなたは答弁しているんですか。県は、ちゃんとやっているんですよ。それは公共工事に、地元経済の活性化とか、あるいは地元企業の育成とか、そういうのが全くなかったら私は言いませんよ。あなた方は議会答弁のたびに、そんなことばかり言っておるではない

ですか。

そうしたら、県の実例を見てくださいよ。10億円を超えている工事も、長崎の業者が、JVではなくて単独でやっているのではないですか。そうしたら技術力は、ひょっとしたら地場の業者の方が上かもわかりませんよ。現実には、長崎の大手の総合数値というのは最高は917点ですよ。ここは、大臣の承認を受けるための認可、いわゆる総合数値の点数は913点です、いわゆる市内の業者よりも落ちているんですよ。それは客観点、主観点で、あなた方は、これだけ工事をすれば、それは点数の少しぐらいは上がりますよ。

しかしですね、オーソドックスに言えば、やはり公表されたものを、国から公表された総合数値を使うなら、この大型の指名というのは、ここは応募できないんですよ。918点以上からということになればね。その公表もできないような、げたを履かせてですね、930点ぐらいになっておるかと思うんですが、そういうことをしてですね、あなた方は、いわゆる最初から地場業者外しではないですか。917点が長崎の最高だと、それを応募要件を918点、1点上げただけなんですよ。そうしたら、明らかにこれは市内業者外しと見られても仕方がないでしょう。もちろん918点以下の県外業者もおると思うんですけども、そこも外すと。

しかし、市内業者はまず外そうという魂胆ではないですか。これは、どこから見てもそうしか思えませんよ。なぜ、あなたは、そんな地場がかわいくないんですか。県は3億、5億、10億の工事だってやっていると言っているでしょう。私も調査しました。そして、陣内議員も県におられましたけれども、そういうのは当たり前のごとく、市内業者にはやっておると、発注しておるといことも言われているんですよ。

どうしてあなた方は、その点数で、しかも1点上げただけで、総合数値を1点上げただけで、応募要件を1点上げただけでね、どうしてそんな市内業者外しをせんばいかんのですか。それが、私にはどうしてもわからないんですよ。大臣からね、ちゃんと大臣承認を受けるんですよ、県の経営審査でね。国に上げて、大臣審査が返ってくるでしょう。それが4月でしょう。5月には、げたを履かせて、そういうことができるようにするとい

うことは、いわゆる私が指摘をしている大手業者に、何もかんもずっとらせんばいかんというような発想ではないですか。

まだ、いっぱい指摘をしたいことはありますけれども、とりあえず、だれがお答えになりますか。助役がお答えになりますか。最初の小さな金額の指名のあり方、それから、公募型の応募資格要件の点について、助役の方から答弁をお願いしたいと思います。

助役（犬東洋志君） ただいま指摘がございました小さい工事費の案件、つまり私どもの審査の中で申し上げますと、各部が所管をいたしております第2指名委員会のあり方につきましては、今回の指摘にもありましたように、多々反省をしなければならぬ点もございます。そういうことで、工事の入札並びに管理を所管しております建設管理部の指導もさることながら、各部の指導に私といたしましても努めていきたいというふうに思います。

過去の事例につきましては過去の事例として、今回のこの指摘を受けて反省すべきものは反省をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

23番（緒方富昭君） やはり助役も触れてもらいたくないのかなと思ったんですが、いわゆる今回の公募型の問題ですよ。なぜ、長崎の業者の917点、最高ですね、それ以下を外して、1点高い918点にしてですね、応募資格要件を設けるのかと。これは先ほど何回も繰り返すように、これは市内業者外しではないですか。あなた方は、この県外大手企業の、これは1年に1回とっておるところも、ほかの部は是正しようとしているんですよ、1年に1回のところもね。随契も含めると、平成10年度5回、11年度で3回、12年度で5回、異常ではないですか。これは業者の継続・関連という工事を、あなた方が手助けをしたとしか、私には、そういう見方しかできないんですよ。しかも、金額が大きくなったら、いわゆる応募要件を設けて市内の業者を外してしまうと、どうしてそういうことをされるんですか。

その点についての考え方をきちんと示してくださいよ。本来ならば、この大手というのは、建設省かどうかは知りませんが、いわゆる本来、客観点は913点でしょう。918ないんですよ。それ



をわからないような、公表もできないような数字でやられるというのは、私は納得いきません。げた上げて、そこにとらせるための算段をしたというふうには私には受け取られんのですよ。その辺について答弁をいただきたいと思います。建設管理部長（松藤俊光君） 緒方議員の再質問にお答えさせていただきます。

ただいまご指摘の件でございますけれども、一応、長崎市といたしまして、1億5,000万円以上の工事、すなわち議会の議案事項でございますけれども、これにつきましては、一応、公募型を適用するという基本的な考え方を持っております。

なおかつ、土木系の工事につきましては、JVを基本とするという考え方を持っております。その大きな理由といたしましては、より多くの業者に受注機会を与えるというのも一つの例でございます。

今回の場合、例えば今ご指摘の網場漁港の件でございますけれども、工事金額が、契約金額でございますけれども、約2億8,000万円程度の工事でございますので、一応、長崎市にとりましては、大規模、大きな工事、それから海上工事ということで、特殊な技術を要するというので、親といたしまして、準市内の業者を指定いたしました。その子、すなわち構成員として、市内のA等級の業者を構成員としたわけでございます。その場合に、市内の業者の一番トップの総合数値の点数が917ということがございましたので、それ以下の親、すなわち代表構成員は、それよりも低い点数の代表ではまずいので、918以上の総合数値を持った親というふうな設定をしたわけでございます。

以上でございます。

23番（緒方富昭君） あなたが答えられておることは、まさに市内を外しましたということをお答えしているんですよ、そうでしょう。ここも大体ですね、913点なんですよ。それをいろいろな、確かに3年間で15回もとるような企業であれば成績も上がるかもわからん。結果的には、その点数が930点ですか、931点ですか、わかりませんけれども、それになっておりますけれども、もともと建設省に提出して承認を得た数字というのは913点でしょう。そしたらですね、市内の業者とほぼ同程度と見てもいいんですよ。公募型で結構ですよ。

公募型で結構ですけども、市内でやったらいいではないですか、市内の公募型で。できないはずはないんですよ。業者もいっぱいありますよ、ここに。市内の公募型でやっても十分できるではないですか。業者の数はわかるでしょう。十分できるではないですか。

なぜ地場企業育成をしようとししないのか、なぜ外そうとするのか、私はこの点については、どうしても納得がいかんのですよ。いわゆる業者は、関連工事と、継続工事だと言いますよね。だから、ほかの業者は全く物が言えないような状況になっておるんでしょう。恐らくそうっておりますよ。いろいろ入札で競争したら、いわゆる俗に言われておる、たたきですね、こういうのもあっていないでしょう、これは。みんな話がまとまったということは、談合がされておるということではないですか。見方によってはですね。

やはりですね、こういうところで、あなた方は言い逃れのできないようなことをしてはいかんですよ。継続・関連工事というのは、これは業者の世界で当たり前の世界になっておるんですよ。それを正していくというのは行政しかないでしょう。行政しかないでしょう、これを正していくというのは、きょう答弁をもらったけれども、まともな答弁はほとんどないですよ。そういうあしき慣習というのは、行政が直していかなばいかんでしょう。行政が直しきらんやったら、捜査機関に依頼せんばいかんでしょう、これは。

総括でご答弁をいただきたいんですが、今後とも、こういう形で、指名競争入札をされるのかどうかですね、助役のご答弁を求めたいというふうに思います。

助役（犬束洋志君） 今回のご指摘を受けまして、最近の工事の発注傾向が電子入札制度の導入等もうわさに上る中で、工事の発注が一般競争入札に移行するという傾向がございます。

そういう中で、市として、市の発注物件について、どのように対処をしていかなければならないかということは、今後とも、私といたしましては十分考えながら、各部の皆さん方と十分議論して対処してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

23番（緒方富昭君） 助役の答弁を信用しまして、

私のこの件に関しては質問を終わりたいと思いますが、後は病院もですね、本当は病院をゆっくりやりたかったんですが、時間がありません。後は委員会の中でお聞きをしたいというふうに思いますので、私の質問は以上で終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長(鳥居直記君) 次は、6番飛田典子議員。

〔飛田典子君登壇〕

6番(飛田典子君) 公明党の飛田典子です。

質問通告に従い、質問いたしますので、市長並びに理事者の皆様の勇断なる明快な答弁を求めます。

1.自転車を利用しやすい自然環境と共生のバリアフリーの道路整備について。

環境にやさしい、健康に最高の乗り物として人々に親しまれ、人気のある自転車、最近、折り畳み式が出回っているようです。いつの日か、渋滞をしり目に自転車ですいすいといった光景も夢ではないとの思いを込め質問します。

本件につきましては、過去、委員会等で質問をしましりました。今回、しつこく取り上げましたのは、平成12年11月15日に交通バリアフリー法が施行され、高齢者・障害者の方が公共交通機関を利用しやすいためのエレベーター、エスカレーターの設定及び歩道の拡幅等の整備が全国の自治体で急ピッチに進められています。その中で、建設省は、国や地方自治体などに、市街地に新設する道路に原則として歩道と自転車道設置を義務づけました。自動車優先の道路整備の発想から歩行者や環境にやさしい乗り物、自転車の安全や快適性を重視する政策に改めました。この改正によって、今後は、歩行者や自転車が主役の道路整備に取り組む発想転換をしたわけです。

東京都は、皇居をぐるりと取り囲む都心一帯、総延長約34キロの自転車道路網を整備し、霞が関と丸の内、銀座など、政治、経済、遊びの中心地が自転車道路でつなぐことに伴う駐輪場をふやしたり、乗り捨てができるレンタサイクルの制度を導入するなど考え、2006年度には完成の予定と聞き及んでいます。他の自治体でも、いろいろな工夫をして取り組んでいるようです。

長崎市は、斜面市街地で自転車道は困難であるかとは思いますが、以上を踏まえ、以下、お尋ねいたします。

唯一、中心に、自然の豊富な場所であります浦上水源地周りの水辺に近い周囲に、新しくサイクリング道路を整備できないか。

浦上川線の整備を進める中で、浦上川沿いの遊歩道から今後、整備が予定の長崎駅周辺、観光集客の場所・出島、長崎港の水辺をめぐる、長崎市最大の夢の女神大橋を通り、木鉢展望所までのサイクリングのルートができないか。

2.教育文化行政について。

(1)学校インターンシップ制度の導入について。  
市内にある大学の学生が、小中学校の総合的な学習の時間を使って授業を行うものです。週1回程度派遣された大学生が授業を受け持つ。担任教諭の補佐を受けながら、英語、コンピュータ、心理学等、自分の専攻分野の知識を生かして授業を行うものです。この目的は、児童生徒の学校不応等教育課題の解決や学生を地域の人材として活用する教育活動の推進を通じて、市立小中学校の教育活動を充実させ、開かれた学校づくりを進めることにあります。また、大学側にも、教育効果をもたらしていくことが期待されています。派遣された大学の認めた講座との位置づけで、単位として認定されることが大きな特徴であります。それぞれの学生が取り組む研究の生きた実証の場が大学の外に与えられる。1996年、教育職員養成審議会の第1次答申の中に盛られた「専門分野の学問的知識よりも、考え方や子どもとのふれあい重視の観点」をベースに置いています。

そこで、お尋ねいたします。

教育改革が叫ばれている中で、大きな一石を投じる試みとして、本市においても、学校のインターンシップを導入されるお考えはないか。

(2)学校の文化部活動に芸術家の派遣。文化庁は、今夏休みから、小中高校の文科系の部活動を対象に、芸術家を派遣する授業をスタートさせました。これは、21世紀の文化芸術大国を目指し、部活動を通じて各分野のすぐれた芸術家との交流が図られる一方で、児童生徒が本物の芸術に触れる絶好の機会にあるなど、大きな期待を集めています。

この文化部活動派遣事業は、小中高校で行われている部活動に地域の伝統文化の担い手やすぐれた芸術家を派遣するものであります。対象の分野としては、音楽分野を初め演劇、邦楽(琴、三味線など)、郷土芸能、地理、郷土史、マーチング